

旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業 環境影響評価準備書に関する検討事項一覧

この資料は本件に関して、審査会から横浜市に提出される答申の内容を検討するための資料です。これまでの調査審議の内容を確認し、下表の項目・検討事項・内容を元に答申案を作成します。

■ 全般的事項

項目	検討事項	内容
全般的事項	関連事業との調整について	関連する「(仮称)旧上瀬谷通信施設公園整備事業」や「(仮称)都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業」、「(仮称)横浜国際園芸博覧会」と工事期間が重複することから、これら関連事業と調整を図り、工事による環境負荷の低減に向けた対策を検討すること。
	評価書の作成について	評価書の作成に当たっては、環境影響評価審査会に提出した補足資料の内容を踏まえるとともに、補足資料を添付すること。
	モニタリングについて	審査の過程で示された、環境影響評価法に基づく事後調査とは別に行うモニタリングの内容を評価書に記載すること。
	市民等への情報提供	工事内容（進捗状況、予定等）や本事業に伴う環境情報について、インターネットやその他の適切な方法により市民等へ積極的に情報提供を行うこと。 (指摘事項 16-1、16-2、C-10)

■ 事業計画について

項目	検討事項	内容
事業計画	環境保全措置の具体化について	湿地、草地などの自然環境や水田の消失に対する環境保全措置の具体性が乏しいことから、評価書作成時点で具体化された内容を可能な限り評価書に記載すること。 (指摘事項 A-19、12-5、12-6、12-7)
	全体的な緑の繋がりとグリーンインフラについて	対象事業実施区域全体の緑の繋がりに努めるとともに、民有地を含め、グリーンインフラを実装すること。 (指摘事項 A-1、A-30、12-27)
	調整池の周辺との連続性等について	調整池の設置に当たっては、可能な限り道路と離隔して周辺の緑との繋がりに配慮すること。特に調整池4については、周辺での構造的な配慮を可能な限り評価書に記載するとともに、(仮称)旧上瀬谷通信施設公園整備事業者と生態系の保全や後背地との連続性を考慮した調整池の位置、構造、面積などについて協議すること。 (指摘事項 A-32、12-26)
	農業振興地区における盛土について	農業振興地区の盛土による影響と環境保全措置としている「周辺の緑地との連続性の確保」の両立の仕方や地権者等との盛土に関する合意形成のプロセスを可能な限り評価書に記載すること。 (指摘事項 A-35)
	環境学習と生態系の保全について	相沢川沿いに創出する保全対象種の生息環境においては、環境学習の場としての活用も検討すること。なお、検討に当たっては、人の利用と動物、植物、生態系の保全とのバランスを考慮すること。(指摘事項 A-18、A-26、12-32)
	防災拠点計画と環境配慮について	(仮称)旧上瀬谷通信施設公園整備事業の事業計画地内における防災拠点計画とそれに伴う環境配慮を当該事業者が引継ぐ際には、多様な生物の生息可能なエリアとヘリポートなど災害時の活用エリアをあらかじめ区別するなど、災害時にも生態系の保全が図られるよう配慮を求めること。 (指摘事項 A-11、A-22、A-34、12-21)

■ 環境影響評価項目について

【工事の実施】

評価項目	検討事項	内容
大気質	-	-
騒音	-	-
振動	-	-
水質※	大門川の BOD について	大門川の BOD については、対象事業実施区域内の流下による自然浄化作用で改善されていると考えられ、暗渠化に伴い、同作用の喪失が懸念されることから、事後調査結果等に応じて、適切な対策を行うこと。(指摘事項 4-2、4-8～4-10)
底質	-	-
その他の水環境に係る環境要素	-	-
土壌	汚染土壌の処理、処分等について	汚染土壌の処理、処分、搬出方法及び搬出時の注意点等を評価書に具体的に記載するとともに、汚染土壌の管理を徹底すること。(指摘事項 9-4)
	土壌汚染対策工事について	土壌汚染対策工事に伴う降雨時における汚染土壌等の拡散や地下水汚染の環境リスクを低減すること。(指摘事項 5-3、6-1、9-5)
動物	-	-
植物	-	-
生態系	動植物の移設・移植等について	動植物の移設・移植、播種などに際しては、専門家の助言を取り入れるとともに、積極的に市民参画を図りながら、可能な限り保全に努めること。(指摘事項 12-23、12-24)
	地域個体群の維持について	評価書の作成に当たっては、対象事業実施区域周辺の生息・生育環境を含めた地域個体群の維持に関する考え方について、より具体的に評価書に記載すること。(指摘事項 12-2、12-8、12-9、12-22)
人と自然との触れ合いの活動の場	-	-
廃棄物等	-	-
温室効果ガス	-	-
地域社会	工事用車両の影響について	審査の過程で検討された工事用車両の運行ルートや出退勤時間の分散については、実施可能な工程計画を策定するとともに適切に労務管理を行い、実行性を担保すること。(指摘事項 17-8～17-10)
文化財等		

※ 地下水の水質を除く

【土地又は工作物の存在及び供用】

評価項目	検討事項	内容
大気質	-	-
騒音	関係車両の走行について	関係車両の走行に伴う騒音予測では、一部の予測地点で環境基準を超過していることから、供用後における管理責任の所在を明確にし、供用時の状況に応じてモニタリングを実施するよう引き継ぐこと。(指摘事項 2-1～2-6)
振動	-	-
地下水	-	-
その他の水環境に係る環境要素	-	-
地盤	-	-
動物	-	-
植物	-	-
生態系	新たに創出する生物の生息環境の管理について	新たに創出する生物の生息環境については、日常的に環境の変化を把握するなど、生物の生息・生育環境の維持に努めるよう供用後の管理者に引き継ぐこと。 (指摘事項 12-5、12-25)
	農道の建設による影響について	地権者等との協議のプロセスを含めた農道の建設計画(舗装、擁壁等)を評価書で可能な限り明らかにするとともに、生態系への影響についても記載すること。(指摘事項 12-37、12-41)
景観	農道の建設による影響について	農道沿いに建設する擁壁による景観への影響を可能な限り評価書に記載すること。 (指摘事項 13-10)
人と自然との触れ合いの活動の場	-	-
温室効果ガス	-	-
地域社会	-	-